

# 公募仕様書

## 第1章 総則

### (適用)

第1条 本仕様書は、「令和7年度 沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「まちづくり戦略」という。）を令和2年3月に策定し、その後、まちづくり戦略に位置付けた4つの戦略の実現に向けて取り組んでいる。

こうした中、沼津駅周辺総合整備事業の中核となる鉄道高架事業は、鉄道事業者と工事協定を締結し、新貨物ターミナルや新車両基地の整備が進められるとともに、鉄道高架事業の進展に併せて、沼津駅周辺において、土地区画整理事業による整備も進められている。

本業務は、鉄道高架事業完成時に向けて、「駅とまちのつながりの確保」や「都市の顔となる駅舎や駅前広場の整備」、「高架下空間への都市機能導入」などを行うにあたり、昨年度から実施している「デザイン検討会議」や「作業部会」等における議論の結果を反映しながら、駅舎、駅前広場、高架下などの空間整備の基本的な考え方やデザイン指針などを示す「沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」（以下、「デザイン基本計画」という。）を作成することを目的とする。

### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 鉄道事業法
- (7) 静岡県業務委託共通仕様書
- (8) 沼津市業務委託契約約款
- (9) その他関係法令等

### (作業計画)

第4条 受託者は本業務を実施するにあたり、契約締結後すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書を提出し、承認を受けるものとする。

### (貸与資料)

第5条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- (1) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託
- (2) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託
- (3) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託
- (4) 平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託
- (5) 平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託
- (6) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託
- (7) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託
- (8) 令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託
- (9) 令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備計画作成等業務委託
- (10) 令和4年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備に向けた検討業務委託
- (11) 令和5年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅付近高架下空間等利活用方針検討業務委託
- (12) 沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議 会議資料一式

### (検討範囲)

第6条 本業務における検討範囲は、別図に示す沼津駅前広場を中心とした範囲とする。

### (疑義)

第7条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

## 第2章 業務内容

### (業務計画)

第8条 業務の計画、実施方針及び効果的な進め方を監督員へ提案し、効率的に検討を進める。

### (現地踏査)

第9条 過年度の業務成果を踏まえて、現地の利用状況、コントロールとなる施設、交通施設の利用状況、課題などを把握するため、現地踏査を実施し、各検討項目へ反映させる。

### (デザイン基本計画の作成)

第10条 デザイン検討会議等の議論・検討を踏まえ、駅舎、駅前広場、高架下などの空間整備の基本的な考え方やデザイン指針などを示す「デザイン基本計画」を作成する。

なお、デザイン基本計画の案作成にあたっては、第11条に示す「デザイン検討会議」及び「作業部会」において設計チームとして参画し、関係者とともに関係者とともに駅舎・駅前広場等のデザインを検討する。

#### (1) デザイン基本計画(案)の検討

駅や駅前広場は交通結節機能や乗換機能にとどまらない、憩い・佇み・語り・留まるなど、多様な過ごし方ができる空間に再構築することや本市の新たな玄関口となることなどを踏まえたデザインを検討する。

また、まちから駅・駅からまちへの動線、滞留・流動空間、広場でのアクティビティ、各施設の機能的な配置、周辺との関係性に配慮した空間を検討する。

#### (2) デザイン基本計画(案)の実現性に関する検討

前項のデザイン基本計画案を検討するにあたり、課題となる事項(用地関係、費用、近隣施設への影響、交通影響等)を整理し実現性の検討を行う。実現性が低い事項に関しては、適宜、デザイン基本計画(案)の見直しを実施する。

#### (3) スタディ模型の作成

デザイン検討会議や作業部会等で参加者が視覚的に把握できるようにするとともに、デザイン検討に使用するための検討用模型(スタディ模型)を作成する。

なお、模型のスケールやサイズは監督員との協議により決定する。

#### (4) 3Dモデルの作成

デザイン検討会議や作業部会等で参加者が視覚的に把握できるようにするとともに、デザイン検討に使用するための3Dモデルを作成する。

なお、本業務対象エリア内の建物、道路等のVRデータは作成済であるため、それらのデータを活用し、3Dモデルを作成することを想定する。

#### (5) イメージパースの作成

デザイン検討会議の検討内容に基づき、市民への事業説明やプロモーション等を目的とした完成予想パースを10枚程度(うち、俯瞰は3枚程度)作成する。

なお、アングルなどについては監督員との協議により決定する。

#### (6) デザイン基本計画の取りまとめ

デザイン検討会議等の議論・検討を踏まえ、駅舎、駅前広場、高架下などの空間整備の基本的な考え方やデザイン指針などを示す「デザイン基本計画」を作成する。

#### (7) デザイン基本計画概要版の作成

市民への事業説明や事業PRに使用するための「デザイン基本計画概要版」を作成する。

#### (会議等の運営支援)

第11条 「デザイン検討会議」(10回程度)及び「作業部会」(20回程度)等の支援を行うものとする。

なお、デザイン検討会議は、都市計画・建築・交通・ランドスケープなどを専門とする有識者で構成されており、令和6年度は8回開催している。

#### (1) 資料等の作成及び印刷

会議等に必要の説明資料、参考資料等を監督員と協議のうえ作成する。

#### (2) 議事録作成

会議録を作成する。

なお、会議録は必要に応じてスケッチなどを添付し、イメージを共有できるように工夫する。

#### (市民意見の聴取等)

第12条 デザイン基本計画の策定に際し、広く市民意見を聴取し意見を反映させるとともに、まちづくりに対する市民の関心を高めることを目的とし、シンポジウムやワークショップ等を行う。

より多くの市民に、まちづくりの重要性を認識していただくため、有識者による講演やパネルディスカッションを通じて、まちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、魅力あふれるまちづくりに関する提言やアイデアを共有し、未来に向けたまちづくりについて、市民とともに考えることを目的としたシンポジウムのほか、ワークショップや説明会など市民意見聴取に関する取組の支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営等を行う。

#### (概算工事費の算定)

第13条 デザイン基本計画に基づき、駅舎や駅前広場等の概算工事費を算出する。

#### (都市計画変更手続き資料の作成)

第14条 デザイン基本計画の実現に向け、都市計画変更手続きに必要な資料(図面等)を作成する。(都市計画道路や駅前広場、土地区画整理事業の変更を想定(区域変更))

#### (報告書の作成)

第15条 デザイン基本計画の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

#### (打合せ協議)

第16条 本業務の打合せは、業務着手時、中間時10回、成果品納入時の計12回を予定する。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設ける。

(成果品)

第17条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A4版 2部(「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる)
- (2) 電子データ(上記及び策定のため収集した資料) 1式(CD-R 又は同等以上の電子媒体)  
電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。
- (3) スタディ模型
- (4) 3Dモデル
- (5) イメージパース

別図(第6条)

